

郡山市農業振興資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者が将来に希望の持てる農業の振興に資するため、農業者等に対し郡山市農業振興資金（以下「振興資金」という。）の貸し付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(資金区分及び貸付対象者)

第2条 貸付対象者は、市内に住所を有する農業者、所在地を有する生産組合、協業団体、共同生産組織等、市が農業経営改善計画を認定した農業者（以下「認定農業者」という。）又は市が青年等就農計画を認定した農業者（以下「認定新規就農者」という。）とする。ただし、これらの個人及び団体の構成員は、貸付申込時点において、納期の到来している市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税）を完納していなければならない。

2 振興資金の区分は、農業資金、農業後継者育成資金、認定農業者等特別資金及び稻作経営安定資金とし、貸付対象者は、次に定めるとおりとする。

- (1) 農業資金の貸付対象者は、農業者、協業団体、共同生産組織の構成員並びに認定農業者、認定新規就農者及び農業法人とする。
- (2) 農業後継者育成資金の貸付対象者は、農業に実質的に従事するおおむね18才以上50才未満の農業後継者とする。
- (3) 認定農業者等特別資金の貸付対象者は、認定農業者、認定新規就農者、農業法人及びすべての構成員を認定農業者又は認定新規就農者で組織する生産組合、協業団体、共同生産組織等とする。
- (4) 稲作経営安定資金の貸付対象者は、米価下落に伴う収入減少により深刻な影響を受けている稻作を行う農業者、協業団体、共同生産組織の構成員並びに農業法人とする。

(対象事業、限度額、償還期間及び貸付利率)

第3条 振興資金の貸付対象事業、貸付限度額、償還期間及び貸付利率は、別表のとおりとする。

(報告及び調査等)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、資金の利用状況及び会計について報告を求め、又は市職員をして調査させ、必要な指示を行うものとする。

(貸付の取り消し等)

第5条 市長は、次のいずれかに該当するときは、期限前であっても、借受者に対して振興資金の一部又は全部の返還を求めることができる。

- (1) 貸付を受けた資金を貸付対象以外の事業に使用したとき。
- (2) 貸付対象となった事業を停止又は廃止したとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により融資又は貸付を受けたとき。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ、市と農協が協議して定めるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事業は、別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
(郡山市農業振興資金預託要綱の廃止)
- 2 この要綱の施行により、郡山市農業振興資金預託要綱（昭和52年7月11日制定）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 廃止前の郡山市農業振興資金預託要綱に基づき貸し付けられている振興資金については、この要綱の相当規定に準じて貸し付けられたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

別 表 (第3条関係)

貸付対象事業	貸付限度額	償還期間	貸付利率	備考	
1 施設等整備事業	農舎（農業専用のものに限る）、畜舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯溜槽、果樹棚、牧さく、排水施設、かん水施設、農作物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、病害虫等防除施設、育すう施設、きのこ栽培施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む）に伴って生ずる公害防止のために必要な施設の改良、造成又は取得等	事業費の 80%以内 ((5)を除く。)次の各号に定める額とする。 (1) 農業資金 ア 個人 1人当たり 500万円以内(特別貸付の協議の場合 1,000万円以内)の額 イ 団体 1団体当たり 1,000万円以内(特別貸付の協議の場合 2,000万円以内)の額 (2) 農業後継者育成資金 1人当たり 500万円以内(特別貸付の協議の場合 1,000万円以内)の額 (3) 認定農業者等特別資金 ア 個人 1人当たり 500万円以内(特別貸付の協議の場合 1,000万円以内)の額 イ 団体 1団体当たり 1,000万円以内(特別貸付の協議の場合 2,000万円以内)の額 (4) 稲作経営安定資金 イ 家畜等導入事業の肥育素畜については、3年以内 (5) 稲作経営安定資金 ア 個人 1人当たり 200万円以内 (特別貸付の協議なし) イ 団体 1団体当たり 500万円以内 (特別貸付の協議なし)	(1) 施設等整備事業 10年以内 (据置期間 1年以内) (2) 農機具等導入事業の修繕に要する資金 3年以内 (据置期間なし) (3) 前2号以外の事業 ア 7年以内 (据置期間 1年以内、ただし、稲作経営安定資金を除く) (4) 稲作経営安定資金 無利子 ※貸付利率については、毎年、基準年利を基に、農協と協議の上決定する。	(1) 農業資金 有利子 (2) 農業後継者育成資金 無利子 (3) 認定農業者等特別資金 無利子 (4) 稲作経営安定資金 無利子 ※貸付利率については、毎年、基準年利を基に、農協と協議の上決定する。	農機具等導入事業の稻作に利用する機械については、対象者は、3ヘクタール（受託等を含む。）以上の大規模経営の農業生産組織又は農業者とする。 10 農家経営安定事業 (5) 稲作経営安定資金の新規貸付については、平成26年12月1日から平成27年3月13日までに当該資金の貸付受付申請があり、利子補給金の交付決定を受けたものに限る。
2 農機具等導入事業	(1) 原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農産物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調製用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具、養蚕用機具又は運搬用機具等 (2) 上記の農機具等の修繕				
3 園芸等事業	果樹、ホップ、桑、アスパラガス又は花木等の植栽及び野菜、果樹、花木又は林産物の生産出荷資材の購入				
4 家畜等導入事業	乳牛、肉用牛、豚等の購入				
5 小土地改良事業	農地（桑園を含む）、牧野の改良又は造成等				
6 転作条件整備促進事業	(1) 水田転換小土地改良事業 10アール未満の排水、深耕、客土、整地等 (2) 園芸作物転作推進事業 5アール以上のトマト、キュウリ、いんげん等園芸作物の栽培に要する支柱及びネットの購入 (3) 永年作物転作推進事業 5アール以上の永年性作物の苗木の購入及び植栽				
7 農村整備事業	農村における環境整備のために必要な施設				
8 農業経営改善事業	経営管理情報処理用機具の取得				
9 農家生活改善事業	農家生活の改善を図るための台所、浴室、トイレ等の改造				
10 農家経営安定事業	農産物の価格下落等により深刻な影響を受けている生活や営農の回復				
11 農業災害復旧事業	市が指定する災害で、30%以上の被害を受けたものの復旧及び再生産	貸付限度額等は、災害発生時に市と農協と協議の上、決定する。			